

第192回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和2年3月26日

第 192 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 2 年 3 月 26 日 (木)
2. 開会時間 午後 2 時 30 分
3. 閉会時間 午後 4 時 00 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 7 9 2 号議案 四日市都市計画区域区分の変更
 - ・第 1 7 9 3 号議案 名張都市計画道路の変更
6. 報告事項
 - ・三重県都市計画区域マスタープランの改定について
7. 出席委員の議席番号及び氏名
 - 3 番委員 松本 幸正 名城大学教授
 - 4 番委員 浦山 真美 三重県建築士会
 - 6 番委員 松田 弘子 津商工会議所
 - 7 番委員 浅沼 小百合 三重県宅地建物取引業協会
 - 8 番委員 増田 理子 名古屋工業大学教授
 - 9 番委員 高橋 智 東海財務局津財務事務所長 (代理 加藤 裕二)
 - 10 番委員 勢田 昌功 中部地方整備局長 (代理 鈴木 克幸)
 - 11 番委員 富田 育稔 東海農政局長 (代理 大井 茂)
 - 12 番委員 高橋 淳 中部経済産業局長 (代理 鈴木 康宏)
 - 13 番委員 坪井 史憲 中部運輸局長 (代理 小林 博之)
 - 14 番委員 岡 素彦 三重県警察本部長 (代理 高橋 康二)
 - 15 番委員 岡本 栄 三重県市長会
 - 17 番委員 中瀬 信之 三重県議会議員
 - 18 番委員 平畑 武 三重県議会議員
 - 19 番委員 小林 貴虎 三重県議会議員
 - 20 番委員 服部 富男 三重県議会議員
 - 21 番委員 野村 保夫 三重県議会議員
 - 22 番委員 稲森 稔尚 三重県議会議員
 - 23 番委員 伊藤 真人 三重県市議会議長会会長 (桑名市議会議長)
 - 24 番委員 寺本 清春 三重県町村議会議長会副会長 (川越町議会議長)

第192回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 向井次長

第192回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

○司会：都市政策担当 向井次長

開会にあたり、県土整備部長の渡辺のほうから、ごあいさつを申し上げます。

部長、よろしくお願いいたします。

○県土整備部 渡辺部長

県土整備部長の渡辺です。

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

本日は、今年度最後の都市計画審議会となりますが、新型コロナウイルスの感染防止対策に留意の上、予定通り開催させていただきました。ご理解、ご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、四日市都市計画区域区分の変更及び名張都市計画道路の変更の2議案と、報告事項といたしまして、北勢圏域、中南勢圏域にある10の都市計画区域マスタープランの改定素案につきまして、ご意見をいただくこととしております。

委員の皆様には、専門分野や日頃のご活動の中でお気づきの点などにつきまして、ご意見、ご提言をいただくことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 向井次長

さて、本日の審議会では、ご審議いただきます議案が2件、報告事項が1件ございます。

本日の資料について確認させていただきます。

本日の資料といたしましては、まず「事項書」、それから「三重県都市計画審議会委員幹事名簿」、1枚ずつ。それから、ピンク色の表紙でA4サイズの「議案書」1冊。「第191回三重県都市計画審議会議案の手續状況」が1枚、本日スクリーンで説明します、画面等をコピーした「参考資料」を1冊。それから、「第193回三重県都市計画審議会予定議案概要」1枚。「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」という、ホッチキス止めで、A3カラー印刷の「概要版」を一緒に綴じた資料一式。それと厚い冊子ですけど、「都市計画区域マスタープラン（素案）10区域分」でございます。それから、リーフレットです。「三重の都市計画」を更新して、

令和元年度版を作成しましたので、参考までに配布させていただきました。

資料の不足がございましたら、お教えいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

※ 特段の声なし

<委員紹介>

○司会：都市政策担当 向井次長

それでは続きまして今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。

第7番委員、三重県宅地建物取引業協会常務理事、浅沼小百合様でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○浅沼委員

浅沼小百合と申します。

よろしく願いいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

ありがとうございます。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 向井次長

さて、当審議会の会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長を務めていただくこととなります。松本会長は議長席の方へお移りいただけますか。

これから先の進行について、お願いしたいと思います。

なお、稲森委員におかれましてはですね、所用により、4時頃に途中退席される予定と伺っておりますので、皆様ご承知おきください。

それでは松本会長、どうぞよろしく願いいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

○議長：松本会長

はい。それではただいまから第192回三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

どうぞ皆様方ご協力よろしく願い申し上げます。

<議事録署名者の指名>

○議長：松本会長

本審議会の議事録の署名者2名を三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によりまして、

私の方から指名させていただきたいと思います。

本日は第4番委員の浦山委員、それから第5番委員が今日お見えでありませんので、第6番委員の松田委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

<出席者数報告>

○議長：松本会長

それでは本日出席されています委員の人数につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 向井次長

はい、報告いたします。委員総数24名のうち、委任状の提出がありました6名の代理出席を含めまして、現在20名の委員のご出席をいただいております。

○議長：松本会長

ただいま報告のありました通り、出席されています委員の人数が、委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

はい、ありがとうございます、成立したということで進めさせていただきたいと思います。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

それでは議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと思います。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しませんので、公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。異議ないということでございますので公開することと決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 向井次長

はい。本日、一般傍聴者の方2名が来られております。

以上です。

○議長：松本会長

はい。それでは傍聴者の方に入場していただきますのでしばらくお待ちください。

※ 傍聴者が入場

○議長：松本会長

傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明申し上げます。傍聴者の方々におかれましては、お配りしております傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反した時は注意し、また、これに従わないときには退場していただくことがありますのでご了承ください。

4 第 191 回都市計画審議会に関する報告

<第 191 回都市計画審議会議案の手続き状況>

○議長：松本会長

それでは、審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第 191 回三重県都市計画審議会に関する報告があるということですので、どうぞ事務局からご報告お願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

都市政策課の課長補佐、富増といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは事務局の方から、前回の手続き状況についてご説明をいたします。資料の「第 191 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」の方をご覧ください。

令和元年 12 月 23 日に開催いたしました、第 191 回三重県都市計画審議会でございますが、5 件ご審議いただきました。

第 1787 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして、都市計画区域マスタープラン、及び四日市市都市計画マスタープランの方針に基づき、計画的な面整備が実施され、住宅系土地利用が進展している西坂部地区におきまして、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として、市街化区域に編入することをご確認いただきました。これにつきましては、2 月 7 日に告示されております。

第 1788 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」につきましては、新たに追加される鈴鹿亀山道路に接続するインターチェンジを設置するため、北勢バイパスについて構造形式の変更をすることをご確認いただきました。これにつきましては、1 月 21 日に告示されております。

第 1789 号議案「亀山都市計画道路の変更」につきましては、国道 1 号線について、4 車線から 2 車線への車線数変更を行うとともに、交差する北山芸濃線の延長変更を行うことをご確認いただきました。これにつきましては、1 月 21 日に告示されております。

第 1790 号議案「松阪都市計画道路の変更」につきましては、松阪多気バイパスの全線開通に

より、当路線が国土交通省から三重県へ移管され、路線名称が国道 166 号及び県道 160 号へと変更されたことにより、都市計画道路の名称の変更を行うことをご確認いただきました。これにつきましては、1 月 21 日に告示されております。

第 1791 号議案、四日市市の「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、産業廃棄物の処理を目的とした処理施設、廃プラスチック類等の破碎施設を設置することに伴う敷地の位置が、都市計画上支障がないことをご確認いただきました。これにつきましては、4 月中旬頃に許可予定となっております。

なお、前回ご審議の中で出されました質問に対する回答を、四日市市の担当者の方が来ておりますので、そちらの方から説明をさせていただきます。

<第 191 回三重県都市計画審議会における質疑回答について>

○事務局：四日市市都市整備部建築指導課 林

四日市市都市整備部建築指導課 林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の審議会にて付議し、答申をいただきましたが、当日の質疑にご答弁できなかった事項につきまして、ご回答させていただきます。

まず回答に先立ちまして、前回の議案の内容を簡単にご説明させていただきます。スクリーンの方をご覧ください。

それでは、施設概要について説明させていただきます。用途は、廃プラスチック類等の破碎を行う産業廃棄物処理施設で、敷地の位置は、四日市市午起 2 丁目地内、敷地の面積は 4,752.31 m²。今回の計画は、敷地内に新たに廃プラスチック類等の破碎機 2 台を設ける計画で、破碎機の 1 日当たりの処理能力は、法第 51 条に定める処理能力を超える計画となっております。

こちらの地図は、敷地周辺の用途地域の状況を示したものとなります。画面中央の赤色で囲った範囲が申請敷地で、申請敷地に接するオレンジ色に着色した道路は、国道 23 号でございます。申請敷地の用途地域は、水色に着色した工業地域に位置しております。

それでは、これより質疑に対する回答の説明をさせていただきます。

まず、質疑の 1 点目ですが、「今回の計画は、浄化槽を設置する計画であります、本敷地は下水道処理区域ではないですか。」との質疑がございました。

スクリーンの方をご覧ください。スクリーンの図は、下水道の事業計画区域図でございまして、赤の点線で囲ったところが、事業計画区域でございまして、青の矢印で示す箇所が、申請敷地の位置となります。緑で着色したところが、下水道の接続可能区域でございまして、申請敷地は、水色のところに位置しております。水色のところというのは、凡例でいう 7 年区域、通称 7 年区域と言っております、当面の間、下水道を整備する予定がない区域を示しており、そのため、申請敷地は現在下水道の整備がなされておられません。

質疑 1 に対する回答でございますが、本件敷地は下水道の事業計画区域内に位置しておりますが、下水道が未整備の場所でございます。下水道への接続ができないため、浄化槽を設置しまして、公共の水路へ排水を行う計画となっております。なお、下水道へ接続が可能となり次第、接続を行う予定であることを申請者の方に確認しております。

次に、2 番目の質疑、「本敷地へ進入する車両により、国道 23 号の交通状況はどのようにな

るのか。」との質疑でございますが、スクリーンの航空写真は、車両の搬出入の経路を示しており、搬出入につきましては、敷地の北側の市道。こちらが敷地になりまして、敷地のここが市道でございます。この上下の道路が国道 23 号でございます。国道 23 号から北側の市道を経由して、搬出入を行います。1 日あたり約 60 台の車両が出入りを行う計画でございます。国道 23 号の 1 日当たりの上下線の交通量、約 4 万 4000 台と比較して、著しく少ないことから、国道 23 号の通過交通に及ぼす影響は少ないと、前回の審議会において、説明させていただきました。

それでは、2 番目の質疑の回答をさせていただきます。

前回の審議におきまして、搬出入に使用する交差点の需要率について質疑がありまして、国土交通省の方に確認いたしましたところ、交差点ごとの需要率の調査及び算出を行っていないとのことでした。このことから、国道 23 号の主要な渋滞箇所が点在しますので、交差点単位ではなく、路線としての検証を行う方が適切であると考え、国道 23 号の混雑度に着目し、検証を行いました。

国土交通省の方から情報提供いただきました資料をもとに、混雑度を算出しましたところ、申請敷地の区間の混雑度は、1.247 という数字でございます。本事業により増加する搬出入の車両台数 56 台を加えますと、混雑度は 1.251 となりまして、これらと比較すると、微増であることから、影響は大きくないと判断いたしました。また、国道 23 号は、最も混雑する時間帯、朝の 7 時や、夕方 5 時には、搬出入を行う予定がないことから、国道 23 号の交通に与える影響は小さいと判断できると考えております。

以上が前回の審議会にてご審議いただきました、質疑への回答となります。

説明は以上となります。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

以上でございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

前回の都市計画審議会議案の手続き状況、それから四日市市の産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関しての追加のご回答ということでございましたが、これに関しまして、何かご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

よろしいですか。

※ 「はい」との声あり

○議長：松本会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは特に意見ないということで進めさせていただきたいと思います。

5 議事

(1) 第 1792 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」

○議長：松本会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。

本日は、先ほど渡辺部長からご紹介ありました通り、2 議案ございます。

ではまず第 1 議案ということで、第 1792 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

県土整備部都市政策課の藤森でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは第 1792 号議案をご説明申し上げます。

第 1792 号議案は四日市都市計画区域区分の変更でございますが、四日市都市計画区域内の市街化調整区域を、市街化区域に編入するものでございます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

今回の四日市都市計画区域区分の変更内容についてご説明申し上げます。

市街化区域に編入予定の菰野インターチェンジ周辺地区は、現在、市街化調整区域となっておりますが、市街化区域に隣接する形で、土地区画整理事業により、計画的な市街化が見込まれているエリアと、既に宅地化されている菰野町役場周辺のエリアを含む地区となっており、今回、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものでございます。

次に人口フレームについてご説明申し上げます。四日市都市計画区域内人口は、基準年である平成 22 年をピークに減少すると見込まれ、令和 2 年の市街化区域内人口は約 29 万 5 千人と推計されております。令和 2 年の市街化区域内の収容可能人口、スクリーンの表でいう配分する人口は、約 28 万 8 千人と推計され、およそ 7 千人が市街化区域に収まらないこととなります。このような市街化区域に収まらない人口を、「保留人口」と言います。保留人口がおよそ 7 千人あることから、およそ 7 千人に相当する面積分、市街化区域の拡大が可能となります。

続いて、編入後の保留人口について、もう少し詳細にご説明申し上げます。先ほども説明いたしましたが、現在の保留人口は、目標年である令和 2 年の市街化区域の将来人口 294,571 人から、既存の市街化区域の令和 2 年の収容可能人口、つまり配分する人口 287,668 人を差し引いた、6,903 人となります。この保留人口のうち、今回の編入により配分する保留人口は、市街化区域に編入する菰野インターチェンジ周辺地区の区画数と、世帯当たりの推計人口から算出した当該編入区域の計画人口 1,422 人となり、現在の保留人口以内に収まります。ちなみに、編入後の保留人口は、現在の保留人口から今回配分する保留人口を差し引いた、5,481 人となりますが、お手元の議案書「1792-1」の計画書上は、千人単位での表記としておりますので、

保留人口 5 千人と記載しております。

それでは、今回の変更箇所的位置をご説明申し上げます。前方のスクリーンは四日市都市計画区域全域を示した位置図でございます。今回編入予定の「菰野インターチェンジ周辺地区」は、地区名称のとおり、平成 30 年度に開通した新名神高速道路菰野インターチェンジを含む周辺のエリアで、赤い破線の丸で囲ったところでございます。

こちらは拡大した位置図になります。編入箇所は、赤枠で示した区域で、区域中心部に菰野インターチェンジが位置しており、東側は第 1 種住居地域が指定されている住宅地に接しています。また、南側には三滝川を挟んで既存の市街化区域が存在しております。

次に、変更箇所の具体的な内容についてご説明いたします。スクリーンは菰野インターチェンジ周辺地区の計画図でございまして、赤枠範囲が今回市街化区域に編入する区域でございます。

はじめに、当該区域を市街化編入するに至った経緯をご説明申し上げます。平成 30 年度に、当該菰野町地内を縦貫する新名神高速道路が開通し、菰野インターチェンジが供用開始されました。それに伴い、インターチェンジ周辺の市街化に向けた需要が高まりつつある中、現在、水色で着色した範囲で、計画的で秩序ある新市街地の整備と産業基盤の形成を図るため、土地区画整理事業の計画が進められております。土地利用としては、具体的には後ほど説明させていただきますけれども、インターチェンジより西側が工業系、東側が住居系の土地利用を図る計画としております。また、オレンジ色で着色した範囲においては、菰野町役場本庁舎、図書館、保健福祉センターの 3 つの都市機能が集積し、既に宅地化されております。

ここで当該編入区域の県及び菰野町のマスタープラン上の位置付けを確認させていただきます。

まず、県の区域マスタープランについてご説明申し上げます。前方のスクリーンは、県の区域マスタープランにおける、拠点的市街地整備の方針の工業系土地利用誘導ゾーンの位置を示した図で、当該編入区域付近の拡大図がこちらでございます。ご覧のように、当該菰野インターチェンジ西側の区域を、工業系土地利用誘導ゾーンと位置付けており、必要な都市施設の整備や企業の進出に合わせて、必要に応じて市街化区域への編入及び工業系用途地域の指定を進めることが示されております。

次に、菰野町都市マスタープラン上の位置付けについてご説明申し上げます。前方のスクリーンは、菰野町内の土地利用方針を示した図で、当該編入区域付近の拡大図がこちらでございます。菰野インターチェンジ西側の区域については、新たな産業施設の立地を図るエリアとして位置付け、周辺環境に配慮した工業・流通系での産業基盤の形成を図るとされています。菰野インターチェンジ東側の区域については、既存の機能に加え、インターチェンジ周辺 1km 圏という特性を活かした、商業系、業務系、住居系等の新たな都市機能の導入を図るエリアとしての位置付けがなされております。

以上のように、県及び菰野町のマスタープランの方針に基づき、区画整理により計画的な市街化が見込まれる菰野インター周辺土地区画整理事業エリア、既に宅地化されている菰野町役場周辺エリア、そして菰野インターチェンジを含む一帯のエリアとして、菰野インターチェンジ周辺地区を、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化

区域に編入することといたしました。

次に、変更箇所の具体的な土地利用計画について説明いたします。

まず、土地区画整理事業が計画されているエリアについてでございますが、インターチェンジ西側については、工業系の土地利用が想定されており、具体的には、主に食品工場や物流施設の誘致が想定されています。インターチェンジ東側については、赤色で着色した範囲と緑色で着色した範囲で異なる土地利用が想定されております。赤色で着色した範囲は、国道 477 号バイパスの一部と、菰野町役場本庁舎北側の町道沿いにあり、商業系、業務系施設の立地誘導を図るエリアとして位置付けられています。また、緑色で着色した範囲は、既存住宅を含む住宅地の整備が計画されています。冒頭でご説明いたしました今回の編入で保留人口を解除する旨の説明を申し上げましたが、このエリアで計画されている人口が保留解除分に相当することになります。

また、菰野町役場周辺のエリアにつきましては、現在の都市機能を存続した土地利用としております。

次に、今回の県決定である市街化区域編入と同時に、菰野町において、都市計画決定される当該変更箇所の用途地域の指定内容についてご説明申し上げます。基本的に、先ほどご説明申し上げます土地利用計画に基づき、用途の指定を行うこととしております。

まず、インターチェンジ西側の青色で着色した範囲は、住居と工業系施設との混在を防止する観点から、工業に特化したエリアとして、工業専用地域を指定し、インターチェンジが存在しているエリアについては、工業地域を指定いたします。

次に、赤色で着色した範囲は、商業・業務系の施設を立地誘導するエリアと菰野町役場周辺エリアを含み、道路沿道部は商業・業務系を誘致する計画としていますが、周辺の住環境等への影響を考慮し、1ha を超えるような大規模集客施設を誘致することは想定していないため、準住居地域に指定をいたします。また、土地区画整理事業により区域を縦断する区画道路が、ご覧の位置に計画されており、この区画道路より東側の黄色で着色した範囲は、隣接する市街化区域の用途指定に合わせて、第 1 種住居地域に指定いたします。区画道路西側の緑色で着色した範囲は、良好な住環境の形成を図るエリアとして、第 1 種低層住居専用地域に指定いたします。

最後に、当該編入区域の現地の状況をご覧いただきます。ご覧のとおり、インターチェンジ西側は、山林と雑種地が大半を占めており、一部、石材加工・販売所として土地利用がなされております。インターチェンジ東側につきましても、山林と雑種地が多く、一部、商業施設や診療所、住宅等が点在しております。次のスライド以降で各番号の場所から矢印方向に撮影した現地写真をお示しいたします。

まず初めに、①の地点から北方向を写した写真でございます。こちらの道路は国道 306 号で、奥に見える建物が菰野町役場本庁舎でございます。編入区域のラインを赤色で示しておりますが、このラインの左側のエリアを、今回市街化区域に編入いたします。

続いて、②の地点から北西方向を写したものでございます。こちらは土地区画整理事業の計画エリア、南東の角の付近の写真です。既存のコンビニ、診療所等が立地しております。これらの施設は、現在の計画では既存施設として残される予定でございます。

続いて、③の地点から南西方向を写した写真でございます。こちらは土地区画整理事業の計画エリア、北東の角の付近の写真でございます。既存住宅と奥の方には原野が広がっていることが確認できます。

続いて、④の地点から南西方向を写した写真をご覧ください。ご覧のとおり、編入区域のラインを赤色で示しておりますが、そのラインから左側のエリアが編入区域でございまして、原野が広がっていることが確認できます。

続いて、⑤の地点から西方向を写した写真をご覧ください。こちらは、土地区画整理事業の中で工業系の土地利用が想定されているエリア部分の写真でございます。

続いて、⑥の地点から東方向を写した写真でございます。こちらは編入区域西側の端の付近の写真でございます。

続いて、⑦の地点から東方向を写した写真をご覧ください。こちらは菰野インターの出入り口付近の写真でございます。

最後に、⑧の地点から南方向を写した写真をご覧ください。こちらは菰野町役場周辺エリアの写真でございます。手前の左側にある建物が、菰野町役場本庁舎、右側が保健福祉センター、奥の建物が菰野町図書館で、既に宅地化され土地利用が図られていることがわかります。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明申し上げます。まず、議案書「1792-1」は、四日市都市計画区域区分の変更の計画書でございます。次に、「1792-2」は、新旧対照表、「1792-3」が理由書、「1792-5」が位置図、そして、「1792-6」が計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を、令和2年2月4日から18日までの間、縦覧いたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、菰野町からは、当議案について令和2年2月28日に異存なしとの回答をいただいております。

以上で第1792号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○服部委員

議長、すみません。

○議長：松本会長

はい、お願いいたします。

マイクをお持ちしますのでしばらくお待ちください。

○服部委員

はい。20 番委員の服部でございます。地元のことでございますもんですから、一度ちょっと質問させていただきたいと思います。

この計画の中で、調整区域を市街化に編入をするということで、工業系もちろんですが、その周辺ですね、特に工業系の周辺には、住宅も非常に多く建っております、あまり密集はしてないんですが、やはり工業系に対しては、どのような状況で今後進められるのか、これはまた菰野町の考え方もあろうかと思っておりますので、この点は質問はいたしませんけれども、特にインターチェンジができてから、306 号線に対して非常に道路が、渋滞がですね、非常にするもんですから、この住居系ができれば、そしてまた、工業系ができれば、トラックや住宅へ帰られる方、出てくる方、非常に多く車が出てくるということは当然だと思うんですけども、この道路の安全対策っていうものを、しっかりとその周辺ですね、安全対策をしていただきたいと、これは要望にとどめさせていただきますけど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。これは地域の声が多いためです、よろしくお願いをいたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

対策をお願いしたいということでございますが、一応現状ということでご報告いただければと思いますが、今回市街化に拡大する周辺地域の土地利用の状況、それから周辺の道路の渋滞、あるいは事故の発生状況、もしおわかりでありましたらご報告いただければと思いますが。

○事務局：都市政策課 伊藤主任

はい。まずですね、工業系の部分の周辺の状況に対する、今後工業専用で指定される部分のところをどういうふうな対策を行っていくかというところのご質問に対してなんですけれども、今、この工業系の専用の地域を指定する部分については、別途、用途地域の指定を重ねてですね、特別用途地区の指定というのを、予定しております、周辺環境への影響を、できる限り押さえるような形で、そういった周辺に対する悪影響を及ぼすような業種の用途を制限するような指定をですね、工業専用地域に合わせて、指定するというので、一定のそういった対策がとられております。さらに、実際そこに誘致されてくる企業さんに対して、菰野町の方で、菰野町と環境保全協定という形を結んでですね、周辺環境に対する配慮っていうのを、そういった形でちゃんとしていくようにということで協定を結んでいくということで聞いております。

あと周辺の道路の部分については、詳細のところはちょっと把握しきれてない部分があるんですけども、実際その 477 号バイパスであったりとか、そういったものが整備されてきておりますので、実際そういったところを活用されていくっていうことも考えられますので、実際、それほどですね、今 306 号に対する悪影響といえますか、支障っていうのはそれほどないのかなと。そういった周辺に新たな道路整備がされてきておりますので、そちらの方で、無理なく処理されていくものであるのかなと考えております。

はい。以上です。

○議長：松本会長

はい。
よろしかったですか。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

はい、どうぞ。

○服部委員

はい。ありがとうございました。

現在でもですね、この幹線道路 306 号線っていうのは非常に庁舎の前の信号のところ、朝と、通勤ラッシュ、そしてまた、夕方の、もちろん通勤ラッシュなんですが、非常に渋滞が多い、地域なもんですから、それに加えて、今新名神ができ、477 号バイパスも入口ができたもんですから、非常に庁舎の前の道路というのが、非常に車の量が多いというふうに思っています。

朝の通勤ラッシュは本当に、1km ぐらいは渋滞をしますので、非常に心配はしてるんですが、これからちょっと 306 号線ですね、今の庁舎あたりの交通量の調査も含めて、やるべきじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長：松本会長

はい。もし何かございましたら。

○事務局：都市政策課 山室主幹

現在の土地区画整理の中では、区画整理の中で縦のラインの、道路を使うことによってですね、306 への負荷を極力かけないようなことを考えておりますし、既存の町道がですね、縦横に繋がっておりますのでそこで分散できるものではあるかと、現時点では認識しておるんですが、当然、区画整理がされて、交通量が著しく増えてくるというような状況になった時は、今後のその辺の交通動態を見た上で、適切な対応をしていかなければならないのかなというような認識で考えております。

○服部委員

はい。ありがとうございます。

交通の、道路の安全対策にはしっかりと対応していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

ということは、多少、将来的な渋滞等々の懸念はありますが、計画段階では、この区画整理地内に南北の道路も整備して、その新しい開発によって混雑が発生するような見込みは一応ないという、そういう判断でよろしいですかね。

はい。ということでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

ちなみに、特別用途で、工業系の方は、周辺に影響を及ぼすようなものが建てられないということになるわけですね。

そういうような配慮がされているということだそうですね。

はい。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

すいません、じゃあ私の方から、少しだけ補足説明をお願いしたいと思っております。

人口フレームに関しましては、保留フレームがあるということで、市街化の拡大ということで、ご説明あったんですが、産業フレームも多分同じことだと思いますが、あるいは産業フレームは違う考え方があるのかもしれませんが、ちょっと産業フレームについても少し補足ください。

それから今回ここに住居が拡大されるわけですが、ここに住まれる子どもたちの小学校、中学校への通学というのは大きな問題かなと思っておりますので、どこに小中学校があるのかというのを、1点教えてください。

それから、これも将来的になるかと思いますが、やはりここ、公共交通を活用してもらうというのは重要なことだと思っておりますので、公共交通、まだこれ先の話かもしれませんが、あるいは現状すでに通っているかもしれませんが、の補足。

それから今回市街化拡大するところにそもそも保全すべき対象がなかった、あったか、またなかったんだと思いますが、その点だけ補足いただけますでしょうか、4点お願いしたいと思います。

○事務局：都市政策課 橋井主査

はい、お答えさせていただきます。

まず一つ目のですね、産業フレームのことを、ご指摘いただきました。三重県の区域マスタープランにおきましては、今、現状、産業フレームというのは取っていません。市街化の拡大の管理につきましては、人口フレームという指標、今ご説明させていただきました内容で、人口フレームというものを用いまして、確認しているところでございまして、産業フレームにつきましては、産業の規模とですね、10年先を見据えまして、拡大の基調を確保するものではあるんですけども、こういった今、世界の情勢からしまして、非常に景気動向に左右されるところもございまして、そうした部分、不確定部分が多いということもありまして、そういった形での、フレームという枠はとってございません。あくまでも人口フレームという観点で確認させていただいております。

それから、すいません。小学校でしたかね。この校区、今回の編入させていただく箇所の少し北のほうだったと思うんですが、千種小学校というのがございます。菰野インターチェンジから右上の方に向けまして、国道 306 号線から少し左手にありますところに、千種小学校というのがございます。そちらが今回の校区になろうかと思ひます。そちらの方に向けまして、通学いただくようなことになろうかと思ひます。

○服部委員

中学校もありますよ。

○事務局：都市政策課 橋井主査

はい。中学校もあります。ありがとうございます。

それから、バスのことだったと思うんですが、確か、この役場の付近に、役場の隣にですね、福祉センターというのもございまして、菰野町の方で運営されてます、福祉、コミュニティバスの方が、やはりそういった福祉施設を經由してですね、その北の方の、地域の方の住居の方と結んでいる路線がございまして、役場の前を通っていただくような形になる路線が今すでにごございますので、そうした部分がこの今回の編入するエリアのところを經由する形になりますので、そういったバス、公共交通が確保されているような場所でございます。

○事務局：都市政策課 伊藤主任

あと保全すべきものがなかったかどうかというところは、例えば、陸生植物とかそういったところかなと思うんですけども、一つちょっとありまして、コブシとかコ克蘭、そういったものが確認されておりまして、ただ、それらにつきましては、今回のこの区画整理の中で、移植する場所が、公園があるんですけれども、そこに移植するということで、代替措置としてとられているということで、聞いております。

はい。以上です。

○議長：松本会長

はい、どうもありがとうございました。

そのほか皆様方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問はいただきました。それから今後の対応ということで、特に交通渋滞、あるいは周辺の環境ということでそれはぜひ適切にご対応いただくということではございますが、この今回の市街化の拡大に関してのご異論ではないということではございますので、今回、原案が適切であると判断することにつきましてご異議なしということでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

それではご異議なしということでございましたので、第 1792 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきましては、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申いたしたいと思っております。

ありがとうございました。

(2) 第 1793 号議案「名張都市計画道路の変更」

○議長：松本会長

続きまして、第 1793 号議案「名張都市計画道路の変更」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

はい。それでは、第 1793 号議案をご説明申し上げます。

名張都市計画道路の変更を行うものでございます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

説明内容についてでございますがまず、1 番として、都市計画道路見直しの必要性について。

2 番、今回の都市計画変更予定の路線につきまして、3 番、都市計画道路の変更理由について、4 番、都市計画変更案について、5 番、縦覧結果等について、この 5 項目の順に行って参ります。

都市計画道路の多くは、戦後の高度経済成長期の市街地の拡大、人口増加などを前提に計画してきました。しかし、人口減少時代の到来や、長期にわたる経済の低迷、民間の開発余力の低下など、道路整備を取り巻く環境が大きく変化しています。名張市においては、多くの都市計画道路は、昭和 38 年に都市計画決定されましたが、整備率は約 72%にとどまっており、50 年以上経過した未着手路線が残っております。このため、都市計画道路の区域内における建築行為に対して、長期の制限を加え続けている状況でございます。

このような状況のもと、国による都市計画運用指針の改定により、都市計画道路の見直しを行うよう要請がございました。このため、三重県では、「都市計画道路の見直しガイドライン」を策定し、公表を行いました。この「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、名張市におきまして、広域的必要性の評価や、地域的必要性の評価、影響要因等の確認を行い、平成 26 年度に「都市計画道路の見直し方針」としまして、見直し評価結果を公表いたしました。都市計画道路の見直し評価結果として、8 路線のうち 20 区間について存続、5 路線のうち 8 区間について変更、8 路線のうち、12 区間について廃止する方針としております。

このうち、都市計画道路名張駅赤目線の一部廃止と、都市計画道路結馬赤目口駅線の追加について、地域の合意形成が整ったため、都市計画道路の変更手続きを行うものでございます。

次に、今回の都市計画変更予定の路線でございます。はじめに位置関係でございますが、近鉄大阪線の名張駅、赤目口駅、国道 165 号を黒色で示しております。変更内容につきましては後ほどご説明申し上げますが、都市計画道路名張駅赤目線は、黄色で示した区間を廃止し、赤の実線で示した区間を存続いたします。また、今回都市計画道路結馬赤目口駅線として、赤の 2 本線で示した区間を新たに追加いたします。

次に、都市計画道路名張駅赤目線の変更理由についてご説明申し上げます。昭和 38 年に、緑

色で示したエリアについて、住居系用途地域の指定を行っております。しかし、沿道地域では、昭和48年に用途地域指定を廃止したうえで、昭和50年代から平成8年ほどにかけて、周辺のは場整備を実施いたしました。そのうち現在に至るまで、土地利用の方向性を都市的土地利用から農業振興地域に転換した地域づくりが進められております。このため、当該路線が担うはずであった、市街地を形づくる街区形成機能、発生交通量を円滑に流す交通機能などの必要性は低下しており、将来においても変わらないと見込まれることから、都市計画道路は廃止しても現道を活用することで、その機能を代替することが可能となっております。このことから、都市計画道路名張駅赤目線のうち、黄色で示した区間の廃止を行います。

次に、都市計画変更案についてご説明申し上げます。

こちらが都市計画道路名張駅赤目線でございます。黄色で示した区間が廃止され、赤色で示した区間に変更となります。延長は約4,275mから約500mに変更となります。幅員、車線数は変わりません。起点は丸之内で変更ございませんが、終点は赤目町一ノ井から、ピンク色で示した平尾南町下比奈知線との交差点となる鍛冶町に変更となります。

次に、都市計画道路結馬赤目口駅線の変更案についてご説明申し上げます。近鉄赤目口駅は、多様な交通手段で観光・交流拠点へアクセスする基点となっております。このため、近鉄赤目口駅への都市計画道路ネットワークは、多様な交通機能確保の観点から非常に重要でございます。黄色で示した都市計画道路名張駅赤目線を廃止することから、幹線道路である黒色で示しております都市計画道路国道165号線から、近鉄赤目口駅に接続する、赤色で示した県道赤目口停車場線を都市計画道路として位置付けを行います。このことで幹線道路と近鉄赤目口駅を結ぶ都市計画道路ネットワークが確保されることとなります。計画変更案は、延長約880m。幅員12mで、2車線となります。起点は結馬、終点は赤目町檀となります。

次は道路の標準断面でございます。都市計画道路名張駅赤目線、結馬赤目口駅線の両路線とも、同様の標準断面となります。車道は3mの2車線。歩道は2.5mの両側歩道で、全体では12m幅となります。

それでは、現地写真をご覧くださいませ。番号順にそれぞれ矢印の方向に撮影した写真をお示しいたします。

まず、①の地点でございます。都市計画道路名張駅赤目線の起点となる近鉄名張駅付近から終点側に向かって撮影した写真でございます。向かって左側の赤色で着色した方向に拡幅する計画でございます。

次に②の地点でございます。変更後のものを終点から起点側に撮影したものです。都市計画道路平尾南町下比奈知線と接続する計画でございます。向かって左側の赤色で着色した方向に拡幅する計画でございます。

次は③の地点でございます。今回の見直しにより廃止する区間の中間付近から、終点側に撮影をしたものでございます。農業振興地域としての土地利用が図られており、赤色で着色した都市計画道路を廃止するものでございます。

続いて④の地点でございます。今回の見直しにより廃止する区間の終点から起点側に向かって撮影した写真でございます。向かって右側から現道に接続する都市計画道路を廃止いたします。

次は⑤の地点でございます。国道 165 号を西方向に向かって撮影した写真でございます。都市計画道路国道 165 号線は、地域の骨格をなす幹線道路であり、車道 2 車線及び歩道が整備されております。

続いて⑥の地点でございます。今回の見直しにより追加をいたします、都市計画道路結馬赤目口駅線の間付近から終点側に向かって撮影した写真でございます。赤色のラインが都市計画道路の幅でございます、車道 2 車線及び両側に歩道が確保されていることから、整備は概ね完了をいたしております。

最後に縦覧結果等をご説明申し上げます。縦覧期間は令和 2 年 1 月 21 日から令和 2 年 2 月 4 日までの 15 日間でございます。結果につきましては、縦覧者は 3 名で、意見書の提出はございませんでした。第 46 回名張市都市計画審議会の審議では特に異存はございませんでした。名張市の意見について、特に異存なしとの回答をいただいております。

以上でスクリーンを用いた説明を終わり、引き続き、お手元の議案書をご覧いただきたいと思っております。まず、議案書「1793 号の 1」が名張都市計画道路の変更の計画書でございます。「1793 号の 3」が、新旧対照表。「1793 号の 5」が理由書。「1793 号の 6」が位置図でございます。

「1793 号の 7 から 9」が、今回変更する区間の計画図でございます。

第 1793 号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

それではただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等いただければと思っておりますが、

いかがでしょうか。

じゃあ、すいません、私からまた 1 点だけ。

都計道廃止の場合はですね、今まで都計道に指定されているがゆえに、いろいろな制限を受けていたと思っております。今回それがなくなるということで、もちろん喜ばしいこともある一方で、今までできなかったのにどうしてくれるんだというような話もあるかと思っておりますが、地権者さんのですね、反対やご意見等もしございましたら、ご説明いただけますでしょうか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

地元への説明をですね、全部で 4 回させていただいております。その中で、概ね 50 人ほど参加していただいているんですが、特段ですね、この道路が廃止することについては、やむを得ないというようなお話ですね、反対という意見は特に聞いておりません。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

地元ちゃんとそういった形で説明いただいているということでございます。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは特にご意見ございませんようですので、原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。それではご異議なしということでございますので、第 1793 号議案「名張都市計画道路の変更」につきましては原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申させていただきます。

(3) 報告事項「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」

○議長：松本会長

続きまして、報告事項の「三重県都市計画区域マスタープランの改定」につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

引き続きご説明申し上げます。大変失礼ですが、座って説明させていただきたいと思っております。報告事項でございます。三重県都市計画区域マスタープランの改定についてご説明させていただきます。

昨年 11 月の都市計画審議会で、10 の非線引き都市計画区域（伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）のマスタープラン改定についてご説明申し上げましたが、今回は残る 11 の都市計画区域（北勢、中南勢圏域）についてご説明いたします。

それでは 1 ページをご覧ください。前回と内容が重複するため、基本的な説明は省略させていただきますが、8 行目に記載しているように、都市計画区域マスタープランの改定時には、北勢・大安都市計画区域を統合して、(仮称) いなべ都市計画区域とする予定でございます。

次に、2 ページの 2 段落目をご覧ください。伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域にある 10 の非線引き都市計画区域マスタープランにつきましては、昨年 11 月の都市計画審議会にて説明後、令和 2 年 1 月 9 日にパブリックコメントを終え、現在、国等の関係機関と協議を行っております。なお、パブリックコメントでの意見はございませんでした。

残る北勢、中南勢圏域にある 11 の都市計画区域について、市町と協議を重ねながら改定作業を進めてきており、今回パブリックコメントにより県民の意見を広く聞くための素案を作成いたしました。ページ下の参考のうち、北勢・中南勢圏域の各区域が今回の対象となります。

3 ページをご覧ください。都市計画区域マスタープラン改定のポイントでございます。

(1) でございます。前回も説明いたしましたが、今回の改定にあたっては、「都市計画基本方針」で示した 3 つの変革の観点を踏まえて、それぞれの方針を記述いたしました。

(2) をご覧ください。北勢圏域の基本理念は、「未来に向けて新しい価値を創造するまち」としており、広域拠点 6 か所、交流拠点 17 か所、防災拠点 7 か所を拠点として設定しています。

中南勢圏域の基本理念は、「三重の中核を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツのまち」としており、広域拠点3か所、交流拠点17か所、防災拠点9か所を拠点として設定しています。

次に、これらのことを都市計画区域マスタープランでどのように記載するかについてご説明申し上げます。

4ページから17ページに、北勢圏域及び中南勢圏域にある11区域の都市計画区域マスタープランの概要を示しております。なお、北勢と大安の都市計画区域マスタープランはまとめて、(仮称)いなべ都市計画区域として、記載をしております。

今回改定する11区域の代表として、まず県内で最も人口の多い四日市都市計画区域マスタープランを用いてご説明申し上げますので、4ページをご覧くださいと思います。

4ページと5ページは、北勢圏域にある都市計画区域マスタープランの第1章にあたる部分でございます。これはすでに改定済みの北勢圏域マスタープランの概要となっております。4ページの右上に都市計画の理念、都市計画の目標を、また5ページの左には、各都市計画の広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。このうち、地域拠点とは、「日常サービスを受けられる都市機能の集約を図る拠点」のことで、圏域マスタープランでは、地域拠点の記載はしていませんでしたけれども、都市計画区域マスタープランの構成として重要な要素であることから、左の表に追記いたしました。

7ページをご覧ください。これが都市計画区域マスタープランの第2章、第3章となる土地利用規制の基本方針と主要な都市計画の決定方針を示す内容で、今回新しく作成した箇所となります。都市経営の観点にあたる方針には青の実線、都市防災の観点にあたる方針には赤の破線、都市活力の観点にあたる方針には緑の点線を引かせていただきました。また、複数の都市計画区域に共通する内容につきましては水色に、その区域の特徴となる内容については、黄色に着色をしております。

それではまず、左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。ここでは、区域区分の適用について記載をしております。「本区域は、中部圏開発整備法に規定する都市整備区域であるため、都市計画法に基づき、区域区分の適用を継続する。人口は依然として増加しているが、目標年次である2030年までには減少に転じることが見込まれる。しかし、世帯数は目標年次までは増加すると見込まれる。このため、区域区分及び立地適正化計画により、土地利用の適正な規制・誘導を図る。」という方針を示しています。

次にその下の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。

都市経営の観点として、住宅地において、「広域拠点では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域の指定を維持し、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置する。」また、商業・業務地において、「広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する商業・業務等の各都市機能を配置する。」という方針を示しています。

都市活力の観点としては、工業地について、「新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域などの一団の既設工業地に加え、自治体の計画等により、検討・選定された適地を工業地として配置する。自治体の計画等により検討・選定された適地や、工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基

盤整備を進める。四日市港では、低未利用地の有効活用を図るとともに、港湾活動を維持するため、臨港地区の指定を維持する。」という方針を示しています。

都市防災の観点としては、都市的土地利用の抑制を基本的な考え方に加えており、「拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図る。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや、建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進する。」という方針を示しています。

また、右側上の四角囲み、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の大規模自然災害の低減に向けた方針をご覧ください。「地震、津波、洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という方針を示しています。

続いて、この区域の特徴となる方針についてご説明いたします。

当区域は線引き都市計画区域であることから、市街化調整区域での土地利用に関する方針について記載しています。左の上の四角囲み、『土地利用に関する方針』の6つ目の丸、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針をご覧ください。「市街化調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について、地区計画制度等を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図る。また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に集積を図る。」という方針を示しています。

その下の四角囲み、『都市施設の整備に関する方針』の中の交通施設の2行目、「本区域の総合交通体系の要である近鉄四日市駅及びJR四日市駅周辺の駅前広場整備等交通結節機能や都市機能の充実を図る。」という方針を示しています。また、交通施設の7行目には、「四日市市都市総合交通戦略等に基づき、骨格となるバス路線を構築するとともに、利用しやすいバス停の環境づくりやアクセス道路等の整備を図り、民間によるバスロケーションシステムやPTP S等のシステム導入を促進し、利便性・快適性の向上を図る。」という方針を示しています。次の、道路には2行目に、「北勢バイパスの整備を促進する。」という方針を示しています。

その下の四角囲み、『市街地開発事業に関する方針』について、「近鉄四日市駅及びJR四日市駅周辺では、民間活力を活用し、土地の高度利用や土地利用転換による中心市街地の再整備を促進し、都心居住の促進や、中心市街地の活性化を図る。菰野IC周辺等については、土地区画整理事業の実施等により、計画的な土地利用を進める。」という方針を示しています。

真ん中上の四角囲み、『自然的環境の整備又は保全に関する方針』の中の2つ目の丸、防災系統では、「臨海部工業地帯と住宅地との緩衝緑地として整備された霞ヶ浦緑地及び四日市中央緑地の維持を図る。」という方針を示しています。

右上の四角囲み、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の2つ目の丸、地域活力の維持・向上に向けた方針の2行目に、「湯の山温泉は、今後とも交流拠点として風光明媚で由緒ある温泉地の環境を保全するため、開発抑制を前提とした関係機関との調整を図るとともに、更なる広域交流の促進に向け、アクセスの向上を図る。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、近鉄四日市駅・四日市あすなろう鉄道あすなろう四日市駅及びJR四日市駅周辺、地域拠点は近鉄・三岐鉄道・JR

富田駅周辺等、交流拠点は北勢中央公園等、また、広域的な防災拠点は、三重県広域防災拠点北勢拠点等を位置づけました。

これで、四日市都市計画区域の説明を終わります。

それでは、他の区域について、その区域の特徴的な主な内容についてご説明いたします。

まず、桑名都市計画区域をご説明いたしますので6ページにお戻りいただけますでしょうか。6ページでございます。水色で示した部分は、四日市と共通する内容でございますので、黄色部分の主なものをご説明申し上げます。

左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。これは四日市都市計画区域とほぼ同じ内容でございます。

左上の四角囲み、『土地利用に関する方針』の商業・業務地の2行目でございます。「レクリエーション等交流拠点として位置づけた浦安地区（ナガシマスパーランド）では、広域的な集客交流機能の維持・拡張等をするため、必要に応じ、用途地域の変更等を行う。」という方針を示しています。

左下の四角囲み、『市街地開発事業に関する方針』には、「桑名駅周辺地区については、引き続き土地区画整理事業を実施し、中心市街地の活性化と良好な居住環境の形成を図る。」という方針を示しています。

右上の四角囲み、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の2つ目の丸、地域活力の維持・向上に向けた方針には、「歴史・文化交流拠点として位置づけた桑名城下町地区では、これらを中心とする地域づくりやアクセスの向上を促進するとともに、周辺区域では、景観計画及び景観条例に基づき、地域の特色ある景観の形成に努める。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、近鉄・養老鉄道・JR桑名駅、三岐鉄道西桑名駅周辺、地域拠点は木曾岬町役場周辺、三岐鉄道東員駅周辺等、交流拠点は、国立木曾三川公園、浦安地区（ナガシマスパーランド）等を位置づけております。

次に8ページをご覧ください。

鈴鹿都市計画区域について、黄色と水色で示した部分の主なものをご説明いたします。

左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。「人口は減少傾向であり、世帯数も目標年次である2030年までには減少に転じる見込みである。しかし、広域拠点における都市機能の維持や集約、生活に必要な都市機能の適正な配置を図るとともに、高規格幹線道路や幹線道路の整備に伴う市街地の低密拡散を抑制し、区域内の自然環境を保全するため、区域区分の適用により、土地利用の適正な規制・誘導を図る。」という方針を示しています。

左真ん中の四角囲みでございますが、『都市施設の整備に関する方針』の2つ目の丸、道路として、「高速道路へのアクセス強化及び鈴鹿市と亀山市の連携強化に資する鈴鹿亀山道路について整備を推進する。」また、3行目では、「北勢バイパス、中勢バイパスの整備を促進する。」という方針を示しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、近鉄白子駅周辺、近鉄鈴鹿市駅・伊勢鉄道鈴鹿駅周辺、地域拠点は、近鉄平田町駅周辺、交流拠点は、鈴鹿青少年の森、鈴鹿サーキット等、広域的な防災拠点は、鈴鹿中央総合病院等を位置づけました。

9ページをご覧いただきたいと思います。

北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合した、(仮称)いなべ都市計画区域についてご説明いたします。現時点では、(仮称)いなべ都市計画区域に統合していませんが、この2つの都市計画区域を1つの区域として、統合を行った上で、(仮称)いなべ都市計画区域マスタープランとして改定することとしております。

それでは、説明を申し上げます。

まず、左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。「人口は減少傾向であり、世帯数も目標年次である2030年までに横ばい傾向となる見込みである。今後は急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の障害が見込まれないことから、区域区分を適用せず、用途地域の指定の維持や特定用途制限地域の指定を検討すること等による土地利用の規制・誘導を進め、隣接する桑名都市計画区域及び四日市都市計画区域からの市街化圧力や、高規格幹線道路や幹線道路の整備に伴う市街地の低密拡散等の無秩序な市街化を抑制する。」という方針を示しています。この記述については、他の非線引き都市計画区域マスタープランにおいても、原則同じ内容としております。

次に、左上の四角囲み、『土地利用に関する方針』をご覧ください。5つ目の丸の計画的な都市的土地利用の実現に関する方針の3行目に、「東海環状自動車道等北勢IC(仮称)周辺では、計画的で秩序ある良好な工業系土地利用を誘導する。」という方針を示しています。

また、左の真ん中やや下の四角囲み、『都市施設の整備に関する方針』の2つ目の丸、道路には、「東海環状自動車道については、圏域外と連携する広域連携軸として、産業やレクリエーション等による交通需要に対応するため、引き続き整備を促進する。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域では、広域拠点は三岐鉄道阿下喜駅周辺、交流拠点はいなべ市農業公園、広域的な防災拠点は、いなべ総合病院を位置づけました。

続いて10ページをご覧ください。

次に亀山都市計画区域についてご説明申し上げます。

左下の四角囲み、『市街地開発事業に関する方針』には、「亀山駅周辺地区については、引き続き市街地再開発事業を実施し、中心市街地の活性化と良好な居住環境の形成を図る。」という方針を示しています。

次に、右側上の四角囲み、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の2つ目の丸、地域活力の維持・向上に向けた方針に、「歴史・文化交流拠点として位置づけた亀山市関宿伝統的建造物群保存地区では、「亀山市歴史的風致維持向上計画」に基づき、適切な保存、修復を行い、更なる活用を図るための周辺整備やそれらを活用したソフト事業を展開する。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域では、広域拠点はJR亀山駅周辺、交流拠点は、亀山サンシャインパークや亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を位置づけました。

次に中南勢圏域をご説明いたします。

第1章の部分としての圏域マスタープランの概要は、11ページ、12ページとなります。

12ページをご覧ください。左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しました。

13ページをご覧ください。13ページ左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。これ

は線引き都市計画区域である鈴鹿都市計画区域と原則同じ内容としてございます。

津都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明申し上げます。

左上の四角囲み、『土地利用に関する方針』2番目の丸、商業・業務地の2行目でございます。「津市役所周辺では、商業・業務機能とあわせ、歴史・文化交流拠点に位置づけた、津城跡等、豊富な歴史・文化資源と調和した土地利用を図る。」という方針を示しています。

真ん中の上の四角囲みでございます。『自然的環境の整備又は保全に関する方針』の2つ目の丸、防災系統では、「河川流域における保水又は遊水機能の保全及び活用に努めるとともに、海岸部では、地震対策や高潮対策として、海岸整備の促進や砂浜の保全等に努める。」という方針を示しています。

右上の四角囲みの、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の2つ目の丸、地域活力の維持・向上に向けた方針では、「本区域は、県総合文化センターや県立美術館、県立博物館等、広域的な文化交流拠点があることや、津市産業・スポーツセンター等の国体競技会場が多くあることから、これらを活用した文化・スポーツによる広域交流を促進する。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、近鉄・伊勢鉄道・JR津駅周辺から、大門・丸之内地区周辺、近鉄久居駅周辺、地域拠点では、近鉄津新町駅周辺、近鉄江戸橋駅周辺、交流拠点として、県総合文化センター周辺、津市産業・スポーツセンター等、広域的な防災拠点では、三重大学運動競技場等を位置づけております。

14ページをご覧ください。14ページ左上の『土地利用規制の基本方針』でございます。これは、線引き都市計画区域である鈴鹿都市計画区域と原則同じ内容としております。

松阪都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明申し上げます。

右端の四角囲みに、『地域の特性に応じて定めるべき事項』2つ目の丸、地域活力の維持・向上に向けた方針に、「本区域は、古くからの歴史・文化や商人の町として発展してきており、築き上げられた地域ブランド等の資源と住民により創出される新たな文化を生かした地域づくりを進める。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、JR・近鉄松阪駅周辺、地域拠点は近鉄伊勢中川駅周辺、交流拠点では、松阪城跡周辺等、広域的な防災拠点は、松阪市民病院等を位置付けました。

次に15ページをご覧ください。

安濃都市計画区域についてでございます。

右上四角囲みの『地域の特性に応じて定めるべき事項』2つ目の丸、地域活力の維持・向上に向けた方針に、「布引山地に連なる丘陵地は、都市景観にとって重要な緑であることから、適切な保存や活用に向け、関係機関との調整を図る。緑豊かな田園景観を守るため、無秩序な市街化を抑制し、優良農地を保全する。」という方針を示しています。

次に16ページをご覧いただきたいと思っております。

多気都市計画区域でございます。

左上の『土地利用規制の基本方針』でございますが、これは、非線引き都市計画区域である(仮称)いなべ都市計画区域と原則同じ内容としておりますが、この区域では、特定用途制限

地域の指定を行っていることから、2行目に示すように、「特定用途制限地域の指定の維持等による土地利用の規制・誘導を進める。」という方針を追加して示しております。

左上の四角囲み、『土地利用に関する方針』5つ目の丸、計画的な都市的土地利用の実現に関する方針の4行目でございます。「勢和多気IC周辺については、開発動向等を見通しつつ都市計画区域の拡大等を検討する。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の地域拠点、JR相可駅周辺、交流拠点は、五桂池ふるさと村を位置づけております。

17ページをご覧ください。

明和都市計画区域でございます。

左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。これは、多気都市計画区域と原則同じ内容としております。

右上の四角囲み、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の2つ目の丸の、地域活力の維持・向上に向けた方針に、「本区域では、国史跡である斎宮跡に代表されるような古くからの歴史・文化や自然豊かな海岸線等の地域の特徴を生かし、広域交流やコミュニティの再生に取り組む。」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の地域拠点は明和町役場周辺、交流拠点は斎宮跡等を位置づけております。

これで、各都市計画区域の特徴についての説明を終了いたします。

それでは3ページにお戻りいただきたいと思っております。最後に、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。「4今後のスケジュール」の表の右側をご覧ください。この都市計画区域マスタープランの素案は今回の都市計画審議会への報告の後、パブリックコメントを行い、広く県民からご意見をいただくこととしております。その後、県民からのご意見を踏まえた都市計画区域マスタープランの案を取りまとめ、国等の関係機関と協議を進めます。引き続き、令和2年度には公告案の縦覧、都市計画審議会への付議等の手続きを経て、令和2年度中の改定を行うことといたしております。

説明は以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

ちょっと数が多いので、なかなか皆さんご理解は進まないかもしれませんが、どこからでも構いません。この区域マスタープランに関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全体に関してもいいですし、個別の区域マスタープランに関してでも構いませんので、何なりと、この後パブコメにかかるということですが、その前にご意見あればお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○服部委員

議長、すみません。

○議長：松本会長

はい。ではお願いいたします。

○服部委員

すいません。20番の服部です。

都市施設の整備に関する方針ということで各地域の交通施設のところでですね、全体に渡って書いてございます、リニア中央新幹線等の広域ネットワークという文言が、言葉が入っておるんですけども。どの辺のところをですね。逆に、接続する公共交通ということで、総合的な交通体系、これはどの辺のところをですね、想定した形で、マスタープランのこの素案というものを考えておられるのかですね、ちょっとその辺のところを聞かしていただきたいなと思います。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

リニア中央新幹線につきましては、現在東京一名古屋間につきまして、確か2027年度までに、開通するように努力していただいております、そのあと大阪に向けてくるという話の中でですね、まだ、具体的な位置は示されておりませんが、今のところ亀山周辺で作られるっていう話をお聞きしておりますので、当然そこからですね、各県内の各区域につきまして、ネットワークをちゃんと構築できるようにやっつけよう、そういうような考えで書かせていただいております。

○服部委員

はいどうも、ありがとうございました。まだまだ、途中の駅がですね、亀山に来るのか、はっきりとした状況でもございませんので、そのあたりのところ、リニア新幹線というふうな形で、マスタープランの状況をですね、考えていくのも、何年後かわかりませんが、非常に難しい問題が起きてくるんじゃないかなというふうにも思っております。

はい。その辺のところ質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

まだ区域マスタープランの中に具体的な線として描くことはできませんが、ここで書かれてるのは、リニア中央新幹線にあたりまして、公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めようということが1点。それから、後半部分に、道路のことも書いてありますが、それからもう1つは、リニア中央新幹線の整備効果を受用できるよう、地域の交通ネットワークとの連携

ということですので、どっちかというソフト的なところも中心になるかもしれませんが、そういったものを、これからの10年間で進めていく、準備を進めていこうという方向かと思っております。この後、駅の場所等々がはっきりしてくれば、ハード的なところも、絵として描かれていくのかなということを期待したいと思っております。

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

では、私の方から。関連するんですけど、そういう意味では道路とか、公共交通に関してはなかなか新たな線というのは、特に鉄道なんか難しいと思っておりますが、道路に関しては幾つかの構想をされている、想定されている道路があるかと思っておりますが、この絵には書かれてませんよね、土地利用構想図には書かれてないようなんですが、それは素案のどこかには書かれているということなんですかね。

○事務局：都市政策課 山室主幹

個別の区域ごとのマスタープランの中で、個別路線については書かせていただいております。

○議長：松本会長

そうすると、この土地利用構想図というのは、基本的にはどんな土地利用をするかということと、拠点位置づける、そこまでの説明ということが中心ですか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

そちらがメインで書かせていただいております。

○議長：松本会長

なるほど。わかりました。

それはそれでよろしいかと思いますが、やはり皆さんにとっては、どんな線ができるんだろうっていうのは重要になってくるかなと思います。

それから拠点間の繋がりっていうのもやっぱり重要だと思いますので、ちなみにパブコメにかけるときには、このA3 1枚のものはどんな扱いになるのでしょうか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

ご説明させていただいたA3 ものについては出さなくてですね、各区域の、すべての部分についてパブリックコメントさせていただくということを考えています。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

今回の審議会用に今回A3 1枚でまとめていただきましたが、これはパブコメにかけるわけではなくて、パブコメにかけるときは、この素案全部をかけるということですね。

はい。ありがとうございました。

その他皆様方いかがでしょうか。

なんか重要なものが抜けてるんじゃないかとか、ちょっとこの記述は違うんじゃないかとか、ございましたら、この区域マスタープランに則りまして、これからいろいろな都市計画が行われていくということになりますので、ここでしっかりと位置付けられているかとか。そういうことが非常に重要になってくるかと思いますが。

※ 「はい」という声あり

○議長：松本会長

はい、ではお願いいたします。

○伊藤委員

ちょっと地域的なことで申し訳ないんですが、私は桑名市なんですが、桑名市の場合ですね、5つのインターチェンジがございまして、かねがね市長の方からはこの5つのインターチェンジ周辺の土地の有効活用ということが言われておるにもかかわらずですね、桑名市のこの計画の中には、方針の中には、入っていないんです。多気町さんの方を見ますと、インターチェンジ周辺の土地利用に関するフレーズがあるんですが、桑名市の場合どうして入っていないのかなということで、お聞きしたいんですが。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

多気町、16ページですかね、16ページですと『土地利用に関する方針』で、計画的な都市的土地利用の実現に関する方針の中に、「勢和多気IC周辺については、開発動向等を見通しつつ都市計画区域の拡大等を検討します。」ということで具体が書かれていると。一方で桑名都市計画区域に関しては、インターチェンジ周辺の土地利用についての言及が、このA3 1枚の中には書かれていないということですが、一方で市長さんは、5つのインターチェンジ周辺の土地利用を進めていきたいというようなご意向があるということですが。

○事務局：都市政策課 山室主幹

すいません。基本的にインターチェンジ周辺地域についてはですね、工業系の土地利用を進めていくということで、全般的に考えております。桑名市さんの方についてはまだあえてこの中では書かせていただいてないんですが、基本的にはそういうことで書かせていただいております。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

文言としてはございませんが、例えば『土地利用構想図』を見ていただいた時にですね、青色の丸で、これは工業系の土地利用誘導ゾーンということで、例えば、湾岸桑名インターとかですね、それから桑名インター、それから、桑名東インター、そのあたりを工業系誘導ゾーンとして考えておりまして、そういうものを、そこら辺には誘致をしていきたいと、そういう趣

旨で、ちょっと文言としては明示をしておりますが、その部分を含めて書かせていただいております。

○議長：松本会長

はい。ということでございます。

確かにこの文言にはないんですが、絵の方にはですね、桑名インター、桑名東インターは、工業系土地利用誘導ゾーンとなっておりますので、ここに工業系を誘導したいと。

それから、そもそも、長島インターでしたっけ、湾岸長島インターの方は、交流拠点というように位置付けられておりますので、土地利用は当然ながら進んでいくということでございますが、よろしかったでしょうか。

はい。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

はい。ではお願いします。

○増田委員

ちょっと的外れかもしれないんですがちょっと教えていただきたいんですけども、やっぱり三重県、海の地域が非常に重要だと思うんですが自然環境の中に海が入らないのはやっぱり都市計画だから陸だけ考えていけばいいってことで、海岸部の話っていうのはないということでしょうか。

○議長：松本会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

はい。確かにおっしゃる通りですね。海岸部につきましてはですね、例えば、海岸施設の整備とかですね、そういうような保全の話は、書かせていただいております。

例えば、津都市計画では、13 ページの中でですね、13 ページの右の上に、『自然的環境の整備又は保全に関する方針』っていうのがあると思うんですが、その防災系統の部分でですね、海岸部では、今白塚海岸等工事していただいておりますが、それに合わせてですね、耐震対策や高潮対策として、やりますと、そして海岸整備の促進に合わせて、砂浜の保全もしていきたいと思いますというような文言で、多少ではございますが、盛り込んでおります。

○議長：松本会長

よろしいですかね。はい。ありがとうございます。

ちなみに、港湾のことなんかは書かれてるんですかね。港湾整備等々は、四日市や津、あるいは松阪というところになるんですかね。それも本編の方には何か記載があるということなんですか。あるいはウォーターフロントの活用なんていうのもあるのかもしれませんが。

○事務局：都市政策課 山室主幹

例えば、四日市なんですけれども、20 ページの方ですね、本冊の四日市のところでございます。

四日市の 20 ページのところですね、上から 5 行目になるかと思うんですが、「また、国際拠点港湾に指定されている四日市港では、低未利用地の有効活用を図るとともに、港湾活動を維持するため、臨港地区の指定を維持します。」ということで、港湾について書かせていただいております。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。ということで、このA3 1 枚には必ずしも明確に書かれて…書いてありますね、7 ページにも書いてありますね。先ほど説明いただきましたね。「四日市港では、低未利用地の有効活用を図るとともに、港湾活動を維持するため、臨港地区の指定を維持します。」ということも書かれておりますので、都市的な利用並びに防災的な観点での対策、さらに保全に関しても、海に関して書かれていたということでご理解いただければと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いくつかご意見はいただいたものの、特に修正すべきところはなかったかなあと思っておりますが、あとちょっと心配なのは前回の中南勢とか、東紀州とかの場合は、パブコメで意見がなかったんですけど、なかったんですよね。

そこはどういうふうにお考えなんですかね。

○事務局：都市政策課 山室主幹

意見としては出ておりませんが、パブリックコメントのアクセスとしてですね、ざっと 500 件ほどのアクセスがあったということで、その中身は一度見ていただいた上で、ご意見がなかったということで認識しております。

○議長：松本会長

なるほど。完璧だったってことですね。わかりました。

じゃあ、今回はそういう形になるか、いずれにしても、皆さんに見ていただくというのは大変重要かと思っておりますので、そういう意味では広報等々進めていただいてぜひ多くの方々にご覧いただいて、願わくばなにか意見ももらえればということではありますが、ぜひそんな形で進めていただきたいと思っております。

皆さん方、他よろしいでしょうか。よろしいですか。

※ 「はい」という声あり

○議長：松本会長

はい。では特にもうご意見ないようでございますので、この三重県都市計画区域マスタープランにつきましては、先ほど事務局からご説明ありましたように、今後パブリックコメントを実施するとともに、国等の関係機関との協議も行いまして、来年度、令和2年度に当審議会で審議させていただきますので、どうぞご承知おきください。

6 第193回都市計画審議会予定議案について

○議長：松本会長

最後に次回審議会につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

次回審議会につきましては今のところ令和2年7月を予定いたしております。場所につきましてははまだ現在調整中でございますが、そのような予定でございます。また、詳細につきましては、改めて連絡をさせていただこうと思います。

それでは次回の議案につきましてご説明をさせていただきます。「第193回三重県都市計画審議会予定議案概要」の方をご覧ください。

現在の予定議案につきましては4議案でございます。

1番といたしまして、鈴鹿都市計画区域区分の変更について、道伯・稻生地区と野町南部地区等について、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域編入を行おうとするものでございます。

2番目といたしまして、三重県都市計画区域マスタープランの改定について。先ほどもお話がございました。伊賀、それから伊勢志摩、東紀州の分ですね、こちらのマスタープランの改定につきまして、現行の都市計画区域マスタープランの目標が令和2年でございますので、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域にある伊勢、鳥羽、志摩、南勢、伊賀、名張、尾鷲、熊野、紀伊長島、御浜の10の非線引き都市計画区域マスタープランの改定について、ご審議をお願いしたいというふうに考えております。

3番目でございます。亀山市における、既存の産業廃棄物処理施設において、現在の木くず破碎処理施設を拡張するのに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設となる当該施設の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

4番目でございます。今度は四日市でございます。四日市市における既設の産業廃棄物処理施設において、法で定める処理能力を超える廃プラスチック類・がれき類の破碎施設を更新することに伴い、同様にですね、当該施設の位置について都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

以上4件でございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

来年度の7月、それから審議案件、予定ということでございますが、これに関しまして何かご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

※ 「はい」という声あり

○議長：松本会長

はい。新型コロナウイルスが収束、ぜひしてればということをおもっておりますが、一部報道によると、夏暖かくなっても収束するとは限らないみたいな話もありますのでちょっと心配しておりますが、ぜひ無事に開催できればというふうに思っております。

以上をもちまして予定の議題すべて終了でございます。

どうも皆様方のご協力に感謝申し上げます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

はい。松本議長には、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

7 閉会

○司会：都市政策担当 向井次長

これもちまして、第192回三重県都市計画審議会を終了いたします。

コロナウイルスも含めて、くれぐれも気をつけてお帰りください。

どうもありがとうございました。

(終)